

第1章 多様な財源を活用した整備の現状

(1) 整備実績

- 文部科学省では、第3期科学技術基本計画(平成18年3月28日閣議決定)を受け、全体の整備需要(約1,000万㎡)のうち、平成18年度からの5年間で緊急に整備すべき施設(約540万㎡)を盛り込んだ「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」を策定し、重点的・計画的整備の支援を行うとともに、システム改革として、国立大学法人等が取り組む多様な財源を活用した整備を一層推進してきたところである*1。
- 平成22年度末見込みでは、第2次5か年計画全体約540万㎡の整備目標に対し、467万㎡(約86%)の進捗となっており、このうち約78万㎡(約14%)が施設整備費補助金以外の多様な財源を活用した整備により行われたものである(図表1)。

区 分	整備面積				施設整備費
	老朽再生整備	狭隘解消設備	大学附属病院の再生	合 計	
整備目標	400万㎡	80万㎡	60万㎡	540万㎡	1兆2,000億円
施設整備費補助金による整備	308.9万㎡	24.5万㎡	55.7万㎡	386万㎡	8,030億円
多様な財源を活用した整備手法による整備	28.4万㎡	42.8万㎡	6.7万㎡	78万㎡	1,895億円
合 計	【84%】 337万㎡	【84%】 67万㎡	【104%】 62万㎡	【86%】 467万㎡	【83%】 9,925億円

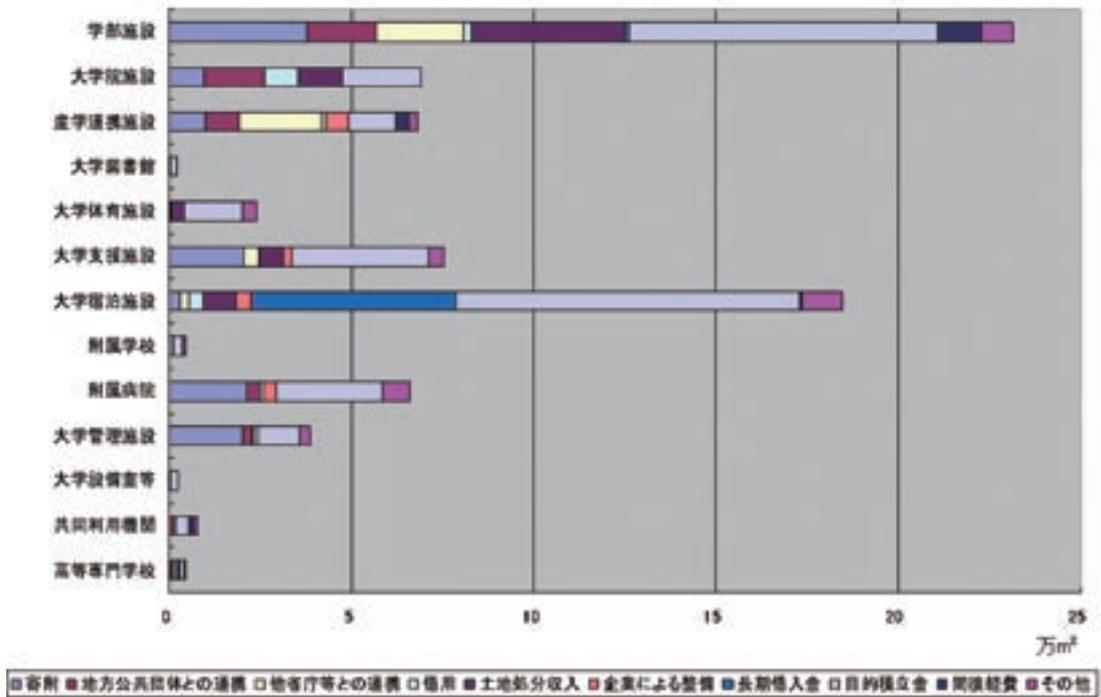
注1) 合計欄の【 】書は、整備目標に対する進捗率を示す。

注2) 施設整備費欄は、施設整備費補助金(不動産購入費を除く)、財政融資資金及び施設費交付金の合計額

図表1：第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画の進捗状況

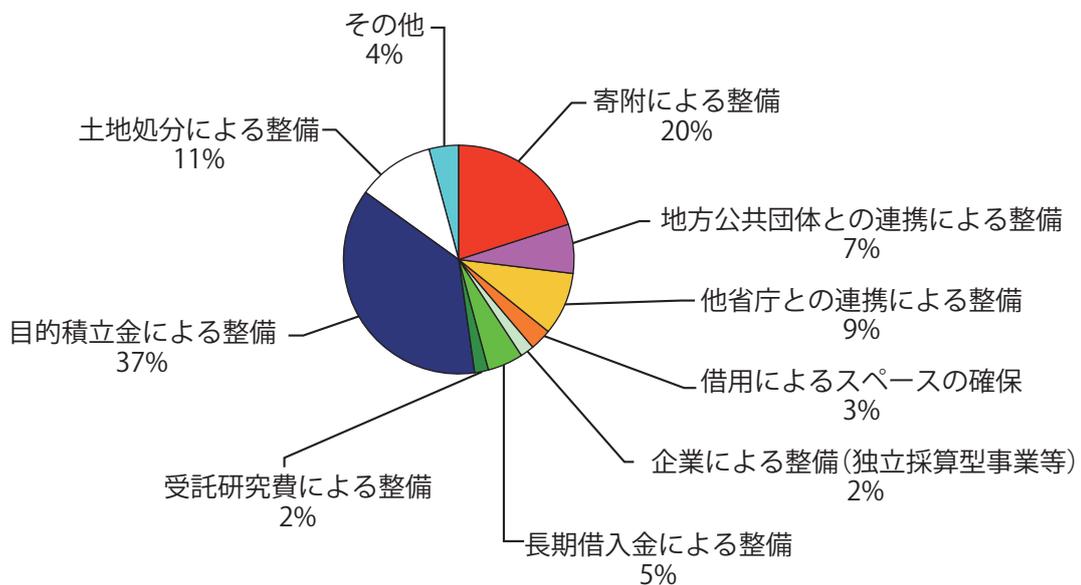
- 整備施設の用途別にみると、学部施設約23万㎡、大学宿泊施設約18万㎡、大学支援施設約8万㎡等が整備されている(図表2)。各整備内容では、新增築約46.2万㎡、改築約4.5万㎡、改修19.7万㎡、借用等約7.6万㎡(地方公共団体からの借用を含む)となっている。

*1 第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画(平成18年4月18日文部科学大臣決定)に掲げるシステム改革の内容(抜粋)：「前5か年計画において取り組んできた寄附・自己収入による整備など、国立大学等の自助努力に基づいた新たな整備手法による施設整備を引き続き推進するとともに、地域再生・都市再生を推進する等の観点から、産業界・地方公共団体との連携協力による施設整備を進める。」



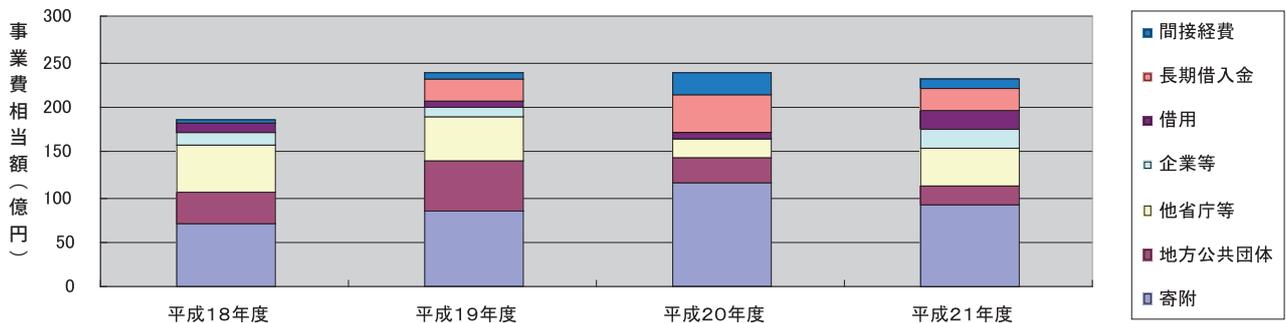
図表2：建物別の整備量と整備手法(平成18～21年度の整備面積)

- 整備手法別にみると、外部資金以外の目的積立金による整備と土地処分収入による整備等で併せて約半数を占めており、外部資金等を活用した整備では、寄附が約20%、地方公共団体や他省庁との連携による整備が16%、長期借入金による整備が約5%、企業による整備が約2%という状況である。



図表3：整備手法の内容(H18～21年度・事業費ベース)

- 目的積立金等を除いた外部資金等を活用した施設整備は、各国立大学法人等で独自の取組が展開されているものの、国立大学法人等全体の年度別事業費として捉えると、事業規模は平成18年度以降ほぼ横ばいの状況となっている(図表4)。



図表4：外部資金等を活用した整備実績の推移(平成18～21年度)

(2) 現行制度のしくみ

① 施設整備費補助金以外の資金の活用

ア. 長期借入金(国立大学法人及び大学共同利用機関法人)

- 長期借入金の対象範囲については、財務の健全性確保の観点から、従来は、附属病院整備やキャンパス移転等に限定されていた。
- 国立大学及び大学共同利用機関の法人化により自主的・自律的な運営が可能となり、また、関係団体等からの要請等を踏まえ、平成17年の「国立大学法人法施行令」の改正により以下の施設の整備等について対象範囲が拡大された。
 - ・ 入居者からの賃料を償還財源とした学生寄宿舍、職員宿舎や外国人研究者の宿泊施設等の整備等
 - ・ 診療報酬を償還財源とした動物病院の整備等
 - ・ 施設使用料を償還財源とした産学連携施設の整備等
- 長期借入金の借り入れを行う際には、文部科学大臣の認可が必要である。

○国立大学法人法(抄)(平成15年法律第112号)

(長期借入金及び債券)

第33条 国立大学法人等は、政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な費用に充てるため、文部科学大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は当該国立大学法人等の名称を冠する債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 (略)

3 文部科学大臣は、前2項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4～8 (略)

○国立大学法人法施行令(抄)(平成15年政令第478号)

(土地の取得等)

第8条 法第33条第1項の政令で定める土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置(以下「土地の取得等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 国立大学の附属病院の用に供するために行う土地の取得等

二 国立大学法人等の施設の移転のために行う土地の取得等

三 次に掲げる土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって当該土地の取得等に係る長期借入金又は債券(法第33条第1項に規定する債券をいう。以下この条において同じ。)を償還することができる見込みがあるもの

イ 学生の寄宿舍、職員の宿舎その他これらに類する宿泊施設の用に供するために行う土地の取得等

ロ 当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動に係る施設の用に供するために行う土地の取得等

ハ 当該国立大学に附属して設置される飼育動物診療施設(獣医療法(平成4年法律第46号)第2条第2項に規定する診療施設をいう。)の用に供するために行う土地の取得等

四 前3号に掲げるもののほか、国立大学法人等の業務の実施に必要な土地の取得であって、長期借入金の借入れ又は債券の発行により調達した資金により一括して取得することが、段階的な取得(毎年度、国から交付を受けた補助金又は交付金により段階的に当該土地の一部を取得し、当該土地のすべてを取得するまでの間、当該土地のうち既に取得した部分以外の部分の賃借に係る費用を負担する方法により当該土地のすべてを取得する行為をいう。)を行う場合に比して相当程度有利と文部科学大臣が認めるもの

イ. 寄附金等

- 個人からの寄附については、所得税において一定額(寄附金額(所得の40%を限度)－2千円)が所得控除される。
- 法人からの寄附については、法人税において寄附金額を全額損金算入することが可能である。
- 地方公共団体からの寄附については、法令に根拠のない負担金や寄付金を支出することは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で原則禁止としつつ、地域の産業振興等に資する研究開発等の実施に要する経費等、一定の条件の下で可能とされている。また、平成20年の政令改正により以下の土地・建物等についても対象範囲とされたところである。
 - ・ 地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・建物等の無償譲渡
 - ・ 住民に対する医療の提供に要する費用の負担又は土地・建物等の無償譲渡
- なお、地方公共団体がこれらの寄附を行う場合には、地方公共団体は、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得ることが必要である。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律(抄)(平成19年法律第94号)

附 則

(国等に対する寄附金等)

第5条 地方公共団体は、当分の間、国、独立行政法人(略)若しくは国立大学法人等(略)に対し、寄附金、法律又は政令の規定に基づかない負担金その他これらに類するもの(これに相当する物品等を含む。以下この条において「寄附金等」という。)を支出してはならない。ただし、地方公共団体がその施設を国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等に移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合における国、独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等と当該地方公共団体との協議に基づいて支出する寄附金等で、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得たものについては、この限りでない。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(抄)(平成19年政令第397号)

一部改正 平成20年3月19日政令第47号

附 則

(国等に対する寄附金等の支出の制限の特例)

第4条 法附則第5条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六 (略)

七 国立大学法人等又は総務省令で定める独立行政法人(以下この号において「特定法人」という。)が、地方公共団体の要請に基づき、科学技術に関する研究若しくは開発又はその成果の普及(以下この号において「研究開発等」という。)で、地域における産業の振興その他住民の福祉の増進に寄与し、かつ、当該地方公共団体の重要な施策を推進するために必要であるものを行う場合に、当該地方公共団体が、当該研究開発等(当該特定法人において通常行われる研究開発等と認められる部分を除く。以下この号において同じ。)の実施に要する経費を負担しようとし、又は当該研究開発等の事業の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該特定法人に寄附しようとするとき。

八 独立行政法人若しくは国立大学法人等又は会社等(以下この号において「独立行政法人等」という。)で病院又は診療所を開設するものが、地方公共団体の要請に基づき、当該地方公共団体の住民に対して特別に医療を提供する場合に、当該地方公共団体が、当該医療の提供に要する費用を負担しようとし、又は当該医療の提供の用に供するための土地、施設若しくは設備を当該独立行政法人等に寄附しようとするとき。

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(抄)(平成20年総務省令第8号)

附 則

(寄附金等の支出の制限の特例の対象となる独立行政法人)

第4条 令附則第4条第7号の総務省令で定める独立行政法人は、独立行政法人情報通信研究機構、(略)独立行政法人海洋研究開発機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。

ウ. 補助金

- 国立大学法人等施設整備費補助金以外にも、各府省等において様々な政策目的に応じた補助金制度が設けられている。
- 事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。)」や各種補助金の交付要綱等により、補助目的に沿った事業の執行等の様々な規定があるので留意することが必要である。

エ. 間接経費

- 競争的資金により行われる研究に直接的に必要な直接経費に対し、研究機関の管理等に必要な経費として一定比率で手当され、被配分機関が使用する経費であり、多数の競争的資金において、直接経費の30%に当たる額を活用することが可能となっている。
- 間接経費の主な使途として、施設整備に関するものとしては以下のものが示されている。

○「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(抄)(平成13年4月20日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)(最近改正 平成21年3月27日)

5 間接経費の額

間接経費の額は、直接経費の30%に相当する額とすること。

間接経費の主な使途の例示

- 管理部門に係る経費
 - －管理施設・設備の整備、維持及び運営経費
- 研究部門に係る経費
 - －研究棟の整備、維持及び運営経費
 - －実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費
 - －研究者交流施設の整備、維持及び運営経費
 - －大型計算機棟の整備、維持及び運営経費
 - －図書館の整備、維持及び運営経費
 - －ほ場の整備、維持及び運営経費 など

オ. 土地処分収入

- 国立大学法人等の土地は、平成16年4月の法人化の際に、現に教育研究の用に供している又は利用計画のある土地を国から出資されたものであるが、出資された土地が教育研究活動において必要とされなくなった場合には、当該財産を譲渡することが可能となる。なお、その際には、文部科学大臣の認可が必要である。
- 各国立大学法人等が土地を譲渡した場合には、その譲渡により生じた収入のうち「文部科学大臣が定める基準」により算定した額を、独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付した上で、その残存額を活用した施設整備等を行うことが可能となっている。
- 原則として、国立大学法人等が土地の譲渡^{*2}を行った場合、土地の譲渡額から譲渡に要した費用^{*3}を差し引いた納付算定対象額の50%を、独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付することとなっている。

^{*2} 一般的に、「譲渡」とは「権利、財産、法律上の地位等を、その同一性を保持させつつ、他人に移転すること」といい、有償、無償を問わず、当事者間で財産権の移転の契約があればこれに該当する。したがって本条にいう「譲渡」は、売買契約に基づく所有権の移転に限られるわけではなく、民法第586条の交換契約による財産権の移転も含まれている。(独立行政法人制度研究会編「独立行政法人制度の解説」平成13年 第一法規)

^{*3} 処分1件毎に100万円(100万円を超える場合は、不動産鑑定費や測量費等の実費相当額)を控除

○独立行政法人通則法(抄)(平成11年法律第103号)

※国立大学法人法第35条により、国立大学法人等に準用。点線部は読替後の規定。

(財産の処分等の制限)

第48条 独立行政法人は、重要な財産であって文部科学省令で定めるものを譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において国立大学法人法第三十二条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○国立大学法人法(抄)(平成15年法律第112号)

(資本金)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5～8 (略)

附 則

(権利義務の承継等)

第9条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する財産のうち、土地については、国立大学法人等が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額をセンターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4～6 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構法(抄)(平成15年法律第113号)

(資本金)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 政府は、前項の規定により土地を出資の目的として出資する場合において、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付することができる。

5～9 (略)

附 則

(権利義務の承継等)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する財産のうち、土地については、機構が当該土地の全部又は一部を譲渡したときは、当該譲渡により生じた収入の範囲内で文部科学大臣が定める基準により算定した額に相当する金額を独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき旨の条件を付して出資されたものとする。

4～6 (略)

○国立大学法人等が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準(抄)(平成16年文部科学省告示第52号)

(納付算定対象額)

第1条 この基準において「納付算定対象額」とは、国立大学法人法第7条第4項に規定する条件を付して政府から国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)に出資された土地又は同法附則第9条第3項に規定する条件を付して政府から国立大学法人等に出資されたものとされた土地の全部又は一部の譲渡により生じた収入の金額から百万円(国立大学法人等が当該土地の譲渡に要した費用の総額が百万円を超える場合は、その費用の総額)を控除した額をいう。

(独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額)

第2条 国立大学法人等が前条に規定する土地の全部又は一部を譲渡したときに、独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額は、納付算定対象額に百分の五十を乗じて得た金額とする。ただし、次の各号に掲げる土地の譲渡の場合には、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

○独立行政法人国立高等専門学校機構が出資された土地を譲渡したときに独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額を算定する基準(抄)(平成16年文部科学省告示第53号)

(納付算定対象額)

第1条 この基準において「納付算定対象額」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構法第5条第4項に規定する条件を付して政府から独立行政法人高等専門学校機構(以下「機構」という。)に出資された土地又は同法附則第8条第3項に規定する条件を付して政府から機構に出資されたものとされた土地の全部又は一部の譲渡により生じた収入の金額から百万円(機構が当該土地の譲渡に要した費用の総額が百万円を超える場合は、その費用の総額)を控除した額をいう。

(独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額)

第2条 機構が前条に規定する土地の全部又は一部を譲渡したときに、独立行政法人国立大学財務・経営センターに納付すべき金額は、納付算定対象額に百分の五十を乗じて得た金額とする。ただし、次の各号に掲げる土地の譲渡の場合には、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

附 則

(施行期日)

第1条 この告示は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 (略)

②土地・建物等の活用

ア. 土地・建物等の貸付

- 土地・建物等の貸付は、各国立大学法人等の貸付規程等に基づき貸付を実施することが可能となっている。
- 土地・建物等の貸付は、その規程等に定める一定の条件に基づく適正な管理の下で、自主的に判断されるべきものである。なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、この「一定の条件」として、その公共的性格及び業務の範囲などを考慮しつつ以下のものを示している。

○国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等の貸付等について(抄) (平成20年9月24日付文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課・高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課事務連絡)

1. 基本的な考え方

- ア：貸付等の内容が、当該国立大学法人等の土地等の貸付基準に合致するものであること
- イ：貸付等の内容が、国立大学法人法第22条第1項各号又は第29条第1項各号の業務規定の範囲内のものであること又は当該業務に関係するものであること
- ウ：貸付等の内容が、公共的性格を持つ国立大学法人等の性格に鑑み、相応しいものであること。特に貸付先の相手方については、国立大学法人等の長が当該法人の土地等の管理を行う上で適当と認める者であること。
- エ：国立大学法人等の業務に支障が生じないこと

- 国有財産である行政財産の取扱いが弾力化される中、国立大学法人及び大学共同利用機関法人についても、土地等の有効活用を図る観点から、貸付等が可能な場合を明確化している。

○国立大学法人及び大学共同利用機関法人の土地等の貸付等について(抄) (平成20年9月24日付文部科学省大臣官房文教施設企画部計画課・高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課事務連絡)

2. 国立大学法人等の土地等の貸付等が可能な範囲について

- (1) 国立大学法人等の業務を行う場合等に、国立大学法人等以外の者に土地等の貸付等を行う場合
- (2) 公共上の必要性から、国立大学法人等がその業務以外の目的で国立大学法人等以外の者に土地等の貸付等を行う場合
- (3) 土地等を一時的に使用していない場合に、国立大学法人等以外の者に貸付等を行う場合
- (4) PFI事業に関して土地等の貸付等を行う場合

イ. 土地、建物等の借用

- 企業の研究施設やオフィスビル等の空きスペース、廃校となった学校施設や余裕教室、社宅の空室等を借用するなど、外部の施設を活用することが可能である。

③税制

- 国立大学法人等については、所得税、法人税等の国税、住民税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税等の地方税は原則非課税とされている。ただし、国立大学法人等の所有する固定資産を当該法人以外の者に使用させる事業、定期借地権等により民間事業者が土地等を活用する事業は、固定資産税の課税対象となる場合もある。
- なお、固定資産税については、国立大学法人等が所有する教育研究施設、学生寮等は非課税となっているが、一般職員宿舎は課税対象とされている。